成年後見制度活用検討フローチャート専門職用

各種相談⇒アセスメント⇒生活上の課題整理

契約行為・財産管理等の課題あり

虐待の場合

契約行為・財産管理等の課題なし

ネットワーク支援会議等 → 他の支援制度へ

権利擁護に関する制度の活用が必要な場合

☆のみに✓があり日常生活自立支援事業で支援が可能な場合

成年後見制度活用検討ガイドライン

（成年後見制度・日常生活自立支援事業の活用を検討）

→ **日常生活自立支援事業**の利用へ

成年後見制度の利用へ

1　事前準備　成年後見にかかる調査票（※関係機関の情報共有ツールとして使用）

本人の判断能力、日常生活・経済状況等を把握し、支援者間で情報を共有

2　申立ての必要性の検討

職場内、関係機関でケース検討会等を開催し必要性を判断

（※判断に迷う場合は高齢介護課や包括へ相談）

必要性なし → 他の支援制度へ

必要性あり

3　申立人の検討

本人申立て	親族申立て	市長申立て
本人が･･･ ☐ 申立を行う判断能力を有している ☐ 申立の必要性が理解できる ☐ 申立の意志がある ☐ 申立手続きを進めることができる （代理申立利用･申立支援する場合も含む）	4親等内の親族が･･･ ☐ いることがわかっている ☐ 本人の状況を把握することができる ☐ 申立の必要性が理解できる ☐ 申立の意志がある ☐ 申立手続きを進めることができる （代理申立利用･申立支援する場合も含む）	○障がい者、64 歳以下 障がい福祉課へ ○65 歳以上高齢介護課へ

すべて☑場合は本人申立てへ

すべて☑場合は親族申立てへ

庁内で審査会

交野市が申請

4　申立支援

状況に応じて弁護士・司法書士・社会福祉士の専門団体等の紹介を行う。

場合によっては支援者が連携し、申立て手続きを支援

5　成年後見人候補者の検討

本人の生活状況、解決すべき課題に応じて、適切な後見人等候補者を検討

親族	第三者（市民後見人、専門職、法人等）

6　後見等開始の審判申立て

調査・審問・鑑定　⇒　審判　⇒　審判の確定・登記

名古屋市成年後見あんしんセンター　Ver. 2014.3 参照